

組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續新旧対照条文

○組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成十四年農林水産省告示第千七百八十号）（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別記第一（第二条第二項関係）  飼料が組換えDNA技術によって得られた生物を含む場合に  係る確認の申請書に添付する書類  一～四 [略]  五 挿入遺伝子（ベクターに挿入される遺伝子をいう。以下同じ  。）及びその遺伝子産物（挿入遺伝子に由来する核酸及びたん  白質をいう。以下同じ。）に関する資料  1～3 [略]  4 性質に関する資料  (1) 挿入DNA（ベクターに挿入されるDNAをいう。）の  機能に関する資料  (2)及び(3) [略]  5～01 [略]  六・七 [略]  別記第2（第2条第2項関係） [略]</p>	<p>別記第一（第二条第二項関係）  飼料が組換えDNA技術によって得られた生物を含む場合に  係る確認の申請書に添付する書類  一～四 [略]  五 挿入遺伝子（ベクターに挿入される<u>異種</u>の遺伝子をいう。以  下同じ。）及びその遺伝子産物（挿入遺伝子に由来する核酸及  びたん白質をいう。以下同じ。）に関する資料  1～3 [略]  4 性質に関する資料  (1) 挿入DNA（ベクターに挿入される<u>異種</u>のDNAをいう  。）の機能に関する資料  (2)及び(3) [略]  5～01 [略]  六・七 [略]  別記第2（第2条第2項関係） [略]</p>